

# ドローンの飛行におけるインフラ等の上空横断に係る 留意事項や調整事例等について(第1版)

令和7年3月

経済産業省製造産業局

国土交通省航空局

## ○本資料の作成背景と目的

令和3年6月に内閣官房より「無人航空機の飛行と土地所有権の関係について」※<sup>1</sup>が示されたところ、ドローンの飛行にあたっては土地所有者の同意を必ずしも得る必要がある訳ではないが、土地所有者をはじめとする地域の理解と協力を得ることは極めて重要である。しかしながら、土地所有者の同意を得ようとする際、その調整にあたり関係者が複数存在すること等により一定程度の期間・労力を要するものとなっている。

令和6年6月に策定された「デジタルライフライン全国総合整備計画」※<sup>2</sup>においてドローン航路の整備及び地域展開の方針が示されているところ、同計画においては、「ドローン航路運営者が地上の関係者との調整を円滑に行うため、道路、河川、鉄道等のインフラ及び行政等管理地の上空を飛行させる際の手続きに際しての配慮や判断等に資するものとして、関係各省が連携し、2024年度における先行地域での課題等を踏まえながら、インフラ及び行政等管理地の上空飛行に係る留意事項や調整事例等の情報収集及び横展開を行う。」こととされている。また、無人航空機の事業活用を推進するため、事業者と意見交換を重ねる中で、事業者からは、地域住民等関係者への説明に際し、有用となるノウハウを事業者間で共有すること等により事業促進を支援してほしいとの意見が挙げられている。

こうした状況を踏まえ、本資料においては、ドローンの飛行にあたっての関係者との調整をより円滑に行えるようにするべく、これまでに実施された優良事例や調整にあたっての留意事項をまとめるものである。

なお、本資料については、今後のドローンの利活用の拡大状況等を踏まえ、優良事例の追加を行うなど随時見直しを図っていくものとする。

※<sup>1</sup>: 無人航空機の飛行と土地所有権の関係について

([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kogatamujinki/kanminkyougi\\_dai16/betten4.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kogatamujinki/kanminkyougi_dai16/betten4.pdf))

※<sup>2</sup>: デジタルライフライン全国総合整備計画について

([https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/digital\\_architecture/keikaku.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/digital_architecture/keikaku.pdf))

# 事例1：河川上空でのドローン航路構築(株式会社トラジェクトリー、静岡県浜松市)

## 1. 飛行(予定)エリア

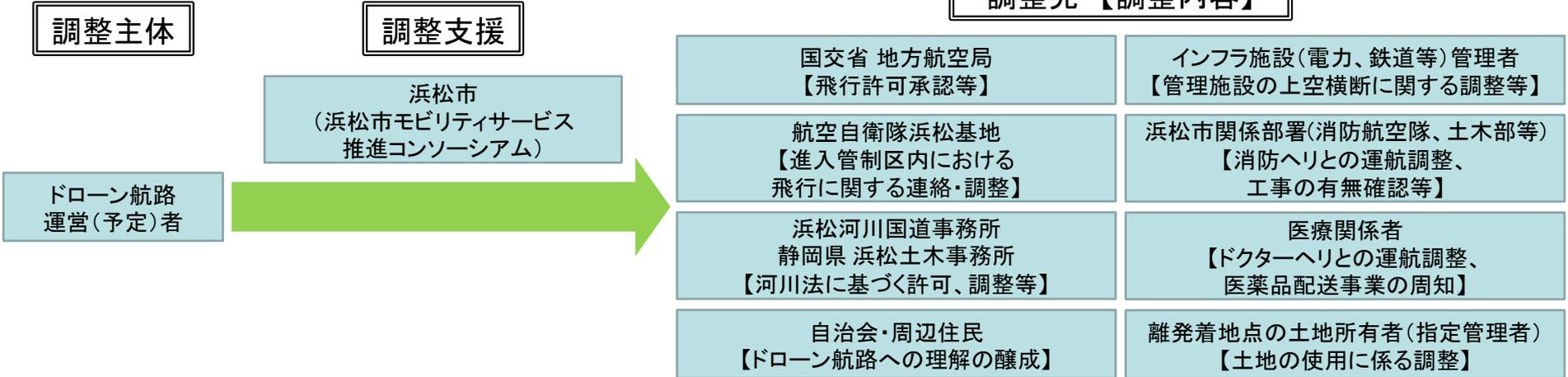
静岡県浜松市における天竜川水系上空 約180km  
 横断インフラ: 橋梁、道路、ダム堰堤

## 2. 飛行にあたっての調整先(関係者)、調整体制等

- 調整主体がドローンの飛行にあたっての行政手続を行うため関係者との調整を個別に実施。
- 本事例においては、浜松市(浜松市モビリティサービス推進コンソーシアム)が住民説明会や調整主体と調整先との橋渡しなどを行い、円滑な関係者間の調整を可能とした。



### 調整先【調整内容】



## 3. 関係者調整にあたってのアドバイスや留意事項(調整主体、調整支援者等からのコメント)

- 調整が円滑に進むよう、航路運営事業者や航路利用者に対し、市が地域の行政機関や関連事業者との仲介を実施。
- 地域全体でドローン航路に対する理解が醸成されるよう、市が議会や自治会に対して説明するとともに、事業者向けのセミナーやワークショップを開催した。
- 鉄道の横断については、線路上空ではなくトンネル部分の上空を通過する飛行ルートを設定した。
- ドローン航路構築に際しては、ヘリコプター運航事業者、特に人命に関わる消防ヘリやドクターヘリ等との運航調整のための連絡体制の構築は必須。ドクターヘリに係る調整に際しては、ドローン航路を活用した医薬品配送事業のPRも併せて実施。また、ドローンの飛行エリアがヘリポートと近い場合は、ヘリポート管理者とも調整が必要。(本事例では消防ヘリが利用するヘリポートの所管部署と調整。)
- 地元住民に対して回覧、説明会等様々な手段でドローン飛行に対する理解の醸成を図った。なお、河川は川遊びや釣りなど人が多い場所や時期があるため、説明会等で得られた情報を参考に飛行ルートや時期を設定した。

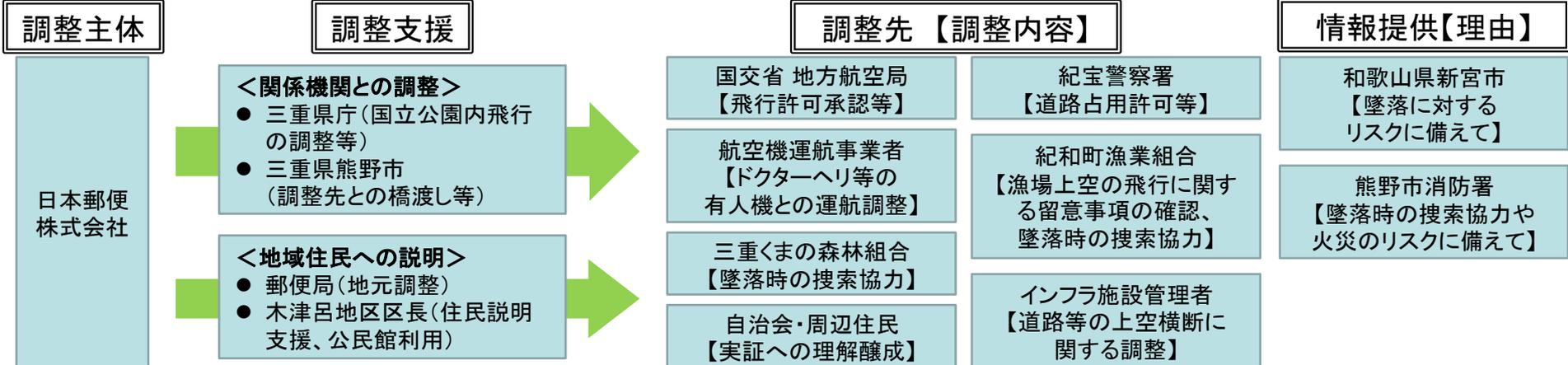
# 事例2：山間部での物資輸送実証(日本郵便(株)、三重県熊野市)

## 1. 飛行エリア

三重県熊野市紀和町 板谷地区～木津呂地区 往復約6km  
横断インフラ等:河川、道路

## 2. 飛行にあたっての調整先(関係者)、調整体制等

- 熊野市役所や地元自治会が住民説明や調整主体と調整先との橋渡しなどを行い、円滑な関係者間の調整を可能とした。
- 市の境界線を横断する飛行のため、北山川を挟み隣接する新宮市にも情報提供を行った。



## 3. 関係者調整にあたってのアドバイスや留意事項(調整主体、調整支援者等からのコメント)

- 関係者の中には、ドローンの知見がなく、不安感を持たれている場合があるためや県のドローン協議会において説明・講演を行うなど、社会受容性を醸成するための取組を実施。県の担当者には、他の実証現場の視察等を通じてあらかじめ理解醸成を実施。
- 自治体や郵便局との連携により、事前に関係者をリスト化することで、迅速な関係者調整・情報提供が可能になった。
- 住民説明では、地区区長にパイプ役を担っていただき、回覧板・チラシ配布・在宅時の自宅訪問など、丁寧な説明を心がけたうえで、普段から住民と接している郵便局の社員に同行してもらうことで円滑なコミュニケーションが可能となった。
- 更に他の実証の際に作成した動画の活用や、機体を展示しながらの説明を行うことでイメージの具体化を実施。
- 墜落時の資源保護や緊急対応の観点で、漁業・林業関係者へも事前に挨拶に伺って協力関係を構築したことで、安全かつ円滑な飛行が実現できた。

# ドローンの飛行にあたっての行政手続に関する法令と関係者等(代表的なもの)

※ 令和5年4月に国土交通省総合政策局より発行した「ドローン飛行申請時の各種行政手続事例集」の一部を抜粋

	法令	関係者等	備考
1	航空法	東京航空局・大阪航空局等	航空法第132条の85第1項各号に掲げる空域における飛行又は航空法第132条の86第2項各号に掲げる方法のいずれかによらない飛行(特定飛行)を行う場合は、飛行の許可・承認手続き <sup>注1</sup> が必要な場合がある他、飛行計画の通報、飛行日誌の備え及び記載が必要である。また、無人航空機の事故・重大インシデントが発生した際には国土交通大臣への報告が必要である。(事故の場合は負傷者の救護等の措置も含む。)
2	道路交通法 道路法	警察署 道路管理者	道路における危険を生じさせ、交通の円滑を阻害するおそれがある工事・作業をする場合や道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような撮影等を行おうとする場合には、ドローンを利用するか否かにかかわらず、道路交通法の道路使用許可を要するが、これらに当たらない形態で、単にドローンを利用しようとする場合、例えば、道路の上空をドローンが飛行するというのみをもっては、現行制度上、道路使用許可を要しない。なお、道路上に注意喚起看板等を設置する場合には、道路交通法に基づく道路使用許可及び道路法に基づく道路占用許可を要する場合がある。
3	河川法	河川管理者	ダム等の河川管理上重要な施設付近ではドローンの飛行を制限している場合があり、また地域協議会等でドローンの飛行ルールを定めている地域があるため、当該河川区域を管轄する河川事務所のホームページ等を確認しておく必要がある。また、他の河川利用を妨げるおそれがある場合には、トラブル防止の観点から、関係者と事前調整等しておくべきである。なお、河川区域内の土地に工作物を設置する等、当該土地を排他・独占的に使用する場合には、河川法に基づく手続きが必要となる。 ※令和5年度に策定予定の「河川上空を活用したドローン物流マニュアル(仮称)」において、必要な手続きについて詳述予定。
4	港則法 海上交通安全法	海上保安部・保安署	海上に作業船の配置や工作物を設置する等、船舶交通に影響を及ぼすおそれがある場合は、港則法又は海上交通安全法の許可又は届出を要することがある。
5	港湾法	港湾管理者	港湾管理者たる地方公共団体等が定める条例等において、無人航空機の飛行の許可を求めている場合があるほか、港湾施設等の占用又は使用に係る許可を求めているたり、安全上の観点から荷さばき地等への立ち入りを制限している場合がある。
6	漁港漁場整備法	漁港管理者	漁港管理者が定める漁港管理条例において、漁港施設の利用に係る届出や漁港施設の占用又は使用に係る許可を求めている場合があるほか、安全上の観点から、防波堤等への立ち入りを制限している場合がある。
7	民法	施設土地管理者	土地の所有権が及ぶ土地上の空間の範囲は、一般に、当該土地を所有する者の「利益の存する限度」とされている。このため、第三者の土地の上空において無人航空機を飛行させるにあたって、常に土地所有者の同意を得る必要がある訳ではない。
8	都市公園法	公園管理者	都市公園内におけるドローンの飛行については、各公園管理者により条例等に基づき、禁止行為や許可が必要な行為とされている場合があるため、公園管理者への確認が必要である。
9	海岸法	海岸管理者	海岸保全区域内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、海岸管理者の許可を受けなければならない。

注1: 機体認証を受けた機体を、無人航空機操縦者技能証明を保有する操縦者が飛行させる場合には、立入管理措置や安全確保措置を講じる等の運航ルールの順守を前提に、特定飛行の一部について個別の許可等が不要となることに留意。

(参考)

- ・国土交通省航空局ホームページ([https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk10\\_000003.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html))
- ・ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドラインVer4.0(<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001598150.pdf>)
- ・無人航空機の飛行と土地所有権の関係について([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kogatamujinki/kanminkyougi\\_dai16/betten4.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kogatamujinki/kanminkyougi_dai16/betten4.pdf))